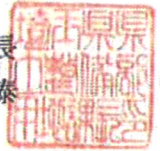


用地第 416 号  
平成 24 年 11 月 19 日

社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
会長 倉林信夫 様

埼玉県県土整備部用地課長  
小板橋 通 泰



委託契約約款に定める常駐規定について（通知）

埼玉県の県土整備行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地評価等の業務委託については、別に定める土地評価等仕様書及び埼玉県標準委託契約約款などにに基づき適正に実施していただいているところですが、当該委託契約約款で現場責任者は当該業務の現場に常駐する旨を規定しております。つまり、当該業務中の現場責任者は他の業務で現場責任者になれないことが原則となっております。

しかしながら、別添資料のとおり、一定の条件を満たす 2 つの工事等を対象に兼務を認めることができることとしており、兼務する場合には所定の手続きが必要となります。

つきましては、今後、受注される事務に遺漏のないよう貴会員に対して周知くださいますよう御協力をお願いします。

担 当：指導担当 福田  
電 話：048-830-5041  
E-Mail：a5030-02@pref.saitama.lg.jp

別添

## お知らせ

### 建設工事等の入札参加者の皆様へ

#### 現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について

埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び埼玉県標準委託契約約款第6条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）について、一定の条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）について、下記のとおり規定を緩和し、兼務を認めることとしましたのでお知らせします。

なお、常駐規定の緩和の適用を受ける場合は、発注者にご相談ください。

#### 記

##### 1 兼務を認める工事等

同一県土整備事務所管内又は異なる県土整備事務所で隣接する市町村内に存する次のいずれかの条件を満たす2つの工事等については、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができます。ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務をすることができないので、ご注意ください。

ア 埼玉県が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事

イ 埼玉県が発注した単価契約に係る工事等

ウ その他、埼玉県が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

##### 2 兼務することができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事等」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することとしています。

また、「兼務を認める工事等」の適用が明示されていないものや取扱い適用日以前に発注したものについても兼務を認める場合があります。様式1の「現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を使って発注者に照会してください。

##### 3 兼務する場合の手続き

現場代理人等の兼務を行う場合は、発注者に様式2の「現場代理人（現場責任者）の兼務届」を提出してください。この場合には、必ず兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してください。

##### 4 適用日

平成21年3月11日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行うものから適用となります。

様式 1 (現場代理人等兼任)

現場代理人 (現場責任者) の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工事 (委託) 名	
工事 (委託) 箇所	
契 約 金 額	
現場代理人 (現場責任者) 氏 名	
<p>上記工事 (委託) は、現場代理人 (現場責任者) の常駐規定を緩和して兼務を認める工事等であるか否か伺います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>会 社 名 代表者名</p>	

<p>上記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務工事 (委託) の内容及び連絡先を報告してください。</li><li>・ 兼務は認めません。</li></ul> <p>平成 年 月 日</p> <p>発注機関の長</p>
--

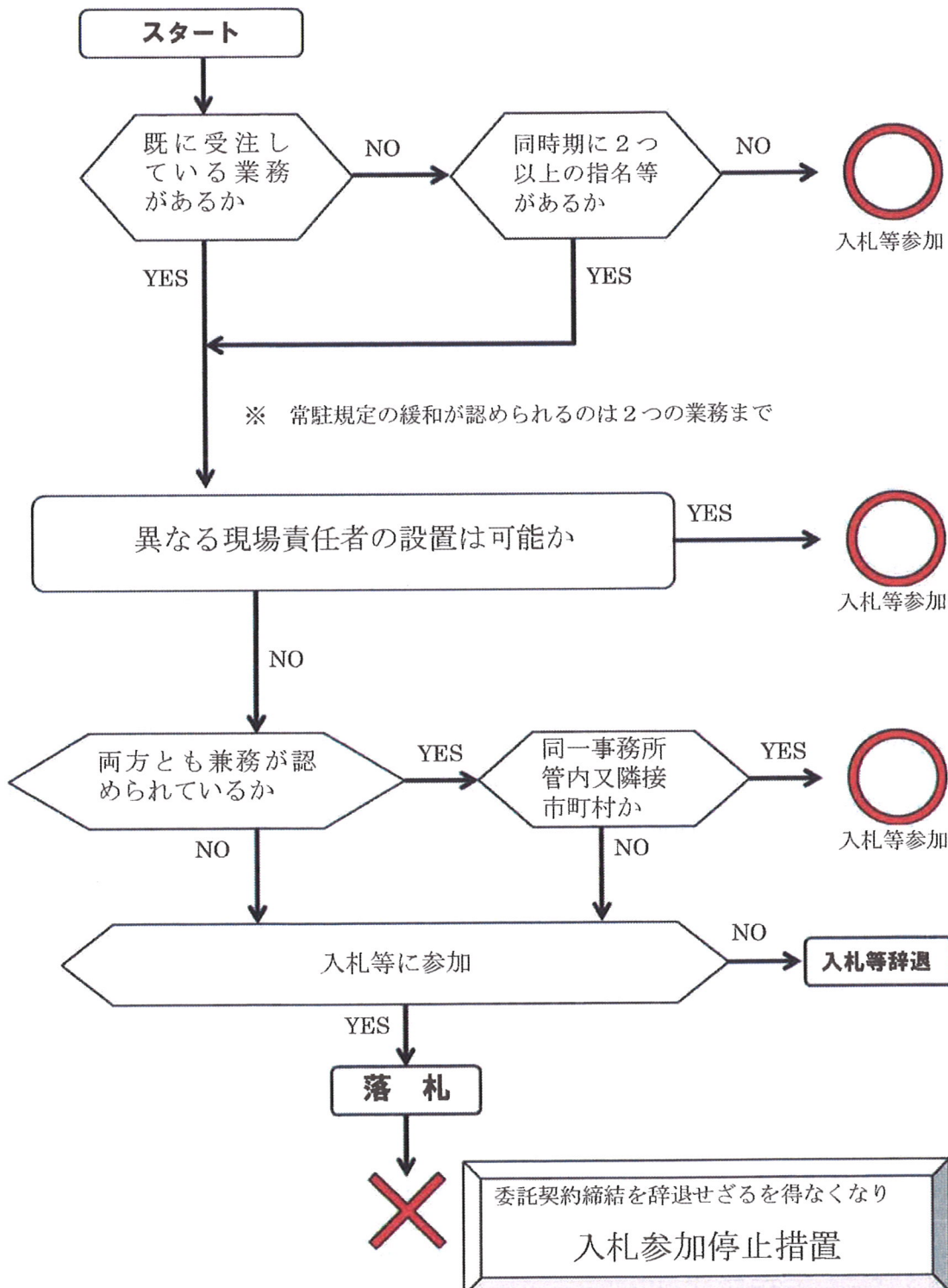
様式 2 (現場代理人等兼任)

現場代理人 (現場責任者) の兼務届		
(発注機関の長) あて		
工事 (委託) 名		
工事 (委託) 場所		
現場代理人 (現場責任者)	氏 名	
	資 格	
現場代理人 (現場責任者) の 連 絡 先		(緊急時連絡先)
		(上記以外の連絡先)
<p>上記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) は、下記工事 (委託) の現場代理人 (現場責任者) と兼務します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>請負者 住 所</p> <p>氏 名</p>		
兼務工事 (委託) の 概 要	工事 (委託) 名	
	工事 (委託) 場所	
	発注機関名	
	連 絡 先	

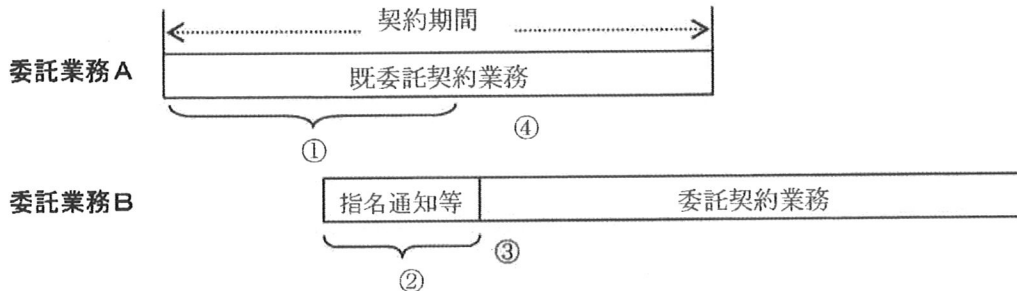
注) 現場代理人 (現場責任者) の工事 (委託) について、兼務が可能であることが確認できる書類 (入札公告文又は現場代理人 (現場責任者) の常駐規定緩和に係る照会兼回答書) を添付すること。

【参考フロー図】

指名等の通知を受けた場合のチェックポイント



【参考1】既契約締結業務があり、同一県土整備事務所管内又は隣接市町村内に存する別業務の指名等の通知を受ける場合



- ① 委託業務Aの受注者で委託業務Bの指名等を受けた受注（希望）者は、委託業務Aが兼務可能かどうかを委託業務Aの発注者に対して確認する。

（確認方法）

- ア 委託業務Aの指名通知等に明示されていれば、その写し
- イ 上記ア以外の場合は、委託業務Aの発注者に対して兼務の可否を照会別紙1「現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」

- ② 委託業務Bの受注（希望）者は、兼務が可能かどうかを確認する。

（確認方法）

- ア 委託業務Bの指名通知等に明示されているかを確認
- イ 上記ア以外の場合は、兼務の可否を入札等の規定に基づき発注者に対する質問・回答により確認

- ③ 委託業務Bの受注者（落札者）は、委託契約の際に、技術管理者等通知書の提出に併せて現場責任者が兼務となることの届出（※）をしなければならない。この場合、上記①で確認した資料を添付する。

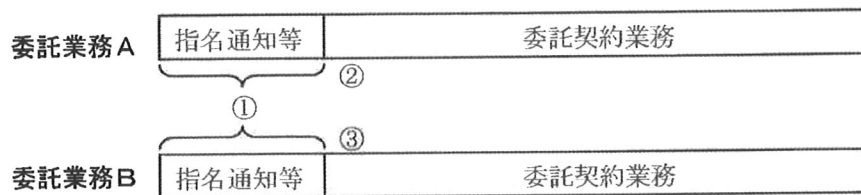
（※）別紙2「現場代理人（現場責任者）の兼務届」

- ④ 受注者（落札者）は、委託業務Bの受注が決定したことにより、委託業務Aの業務が兼務となることの届出を委託業務Aの発注者に届出（※）をする。

（※）別紙2「現場代理人（現場責任者）の兼務届」

（注意）兼務が認められず、委託業務Bの現場責任者を定めることができない場合には、委託業務Bを落札したとしても、委託契約締結を辞退せざるを得なくなり、入札参加停止等の措置を受けますので十分に注意してください。

【参考2】同一県土整備事務所管内又は隣接市町村内に存する別業務の指名通知等を同時に受けた場合



① 委託業務A及び委託業務Bの受注（希望）者は、それぞれの業務が兼務可能かどうかを確認する。

（確認方法）

ア 委託業務A及び委託業務Bの指名通知等に明示されているかを確認

イ 上記ア以外の場合は、兼務の可否を入札等の規定に基づき発注者に対する質問・回答により確認

②③ 委託業務A及び委託業務Bの受注者（落札者）は、契約の際に技術管理者等通知書の提出に併せて現場責任者が兼務となることの届出（※）をしなければならない。この場合、上記①で確認した資料を添付する。

（※）別紙2「現場代理人（現場責任者）の兼務届」

（注意）兼務が認められず、委託業務A又は委託業務Bの業務において、現場責任者を定めることができない場合には、両方の業務を落札したとしても委託業務A又は委託業務Bのどちらか一方の契約締結を辞退せざるを得なくなり、入札参加停止等の措置を受けますので十分に注意してください。